○九州地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
糸島市二丈福井字深町五三九二番三から同市福吉一丁目五四二五番三まで	前	一二・四〇～一四・五七メートル	○・二〇〇キロメートル	
	後	一二・四〇～一四・五七メートル	○・二〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	糸島市二丈福井字深町五三九二番三から同市福吉一丁目五四二五番三まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月十七日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

仮装身分捜査の検挙実績等に関する質問主意書（藤原規眞提出）

存立危機事態に関する質問主意書（斉藤鉄夫提出）

非核三原則に関する質問主意書（斉藤鉄夫提出）

「責任ある積極財政」に関する質問主意書（松尾明弘提出）

人事異動

内閣府

税制調査会委員に任命する（十一月十三日）

大隅　隆

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂五四番四から同町松島字垣ノ内四三番一五まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年十一月十七日

(七)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
糸島市二丈福井字深町五三九二番三から同市福吉一丁目五四二五番三まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年十一月十七日

(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第十七条第四項及び第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項及び第二十条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月十七日

沖縄総合事務局長　小八木大成

保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
BK－OK－25－000038	フェリーたらまⅢ	JD5033	日本	令和七年九月十六日	令和七年十月二十六日
WR－OK－25－000052					